

○金融庁告示第三十六号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百八条の三第一項第一号の規定に基づき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十六条第七項第一号に掲げる契約の内容を主たる内容とする保険契約として金融庁長官が財務大臣と協議して定めるものを次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

金融庁長官事務代理

金融庁総務企画局長 内藤 純一

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 組込型保険契約 所得税法第七十六条第五項第一号に掲げる契約の内容と同条第七項第一号に掲げる契約の内容とが一体となって効力を有する一の保険契約をいう。

二 入院給付日額 治療を直接の目的として被保険者が病院又は診療所に入院したことに關し支払われる一日当たりの保険金又は給付金の額をいう。

三 保険料積立金 保険法（平成二十年法律第五十六号）第六十三条及び第九十二条に定める保険料積立金をいう。

（介護医療保険契約等を主たる内容とする保険契約の範囲）

第二条 所得税法施行令第二百八条の三第一項第一号の規定に基づく所得税法第七十六条第七項第一号に掲げる契約の内容を主たる内容とする保険契約として金融庁長官が財務大臣と協議して定めるものは、組込型保険契約（人の生存に関し一定額の保険金又は給付金を支払う保険契約を除く。）のうち、その保険契約において支払われる死亡保険金又は死亡給付金の額が次のいずれかに該当するものとする。

一 その保険契約において支払われる入院給付日額の百倍に相当する額を限度とするもの（入院の原因となる事由を制限するものを除く。）

二 その保険契約に係る保険料積立金の額又は保険契約者が既に支払ったその保険契約に係る保険料の累計額のいずれか大きい額を限度とするもの

三 がんに罹患したこと又は常時の介護を要する身体の状態になったことに基因してその保険契約において支払われる保険金又は給付金の額の五分の一に相当する額を限度とするもの